

大和郡山市こども計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

こども計画策定業務の委託にあたり、豊富な経験、豊かな想像力、高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施することにより、委託事業者の選定と事業の遂行を公正、効率的、効果的に行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1)業務名称

大和郡山市こども計画策定業務委託

(2)業務内容

大和郡山市こども計画策定業務委託仕様書のとおり。

(3)委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

(4)提案上限額

10,395,000円(消費税及び地方消費税含む)

3. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加は認めない。

- ・大和郡山市での入札参加資格を有していること。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと、かつ、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- ・暴力団による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的に経営に関与している法人等でないこと。
- ・納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・平成30年度から令和4年度までの間に、他自治体で同種または類似業務の契約(元請)を締結し、かつこれらを誠実に履行した実績があること。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記要件を満たしていないと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

4. スケジュール

内容	日程
公募開始日	令和6年3月6日(水)
「プロポーザル参加表明書」の提出期限	令和6年3月14日(木)
質問書提出期限	令和6年3月14日(木)
質問回答期限	令和6年3月19日(火)
企画提案書・見積書提出締切日	令和6年3月28日(木)
業者へのヒアリング時間連絡	令和6年3月29日(金)
プロポーザル審査会	令和6年4月10日(水)
審査結果通知	令和6年4月12日(金)
業務委託契約の締結	令和6年4月中旬

※本業務について説明会は実施しない。

※質問書、プロポーザル参加表明書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本事業に不明点がある場合は、質問書(様式1)によりメールで提出を行うこととし、電話・来庁・FAX等による質問は受け付けないものとする。

提出書類: 質問書(様式1)

提出期限: 令和6年3月14日(木)17時15分必着

提出場所: 12. 担当部署を参照

提出方法: メールによる提出。件名を「こども計画プロポーザル質問書」とすること。

(2) 質問の回答

すべての質問に対する回答は、令和6年3月19日(火)までに市ホームページに掲載する。

6. 提出書類

(1) プロポーザル参加表明書の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、「プロポーザル参加表明書」(様式2)に必要事項を明記のうえ提出すること。提出部数は1部とする。

提出書類: 「プロポーザル参加表明書」(様式2)

提出期限: 令和6年3月14日(木)17時15分必着

提出場所: 12. 担当部署を参照

提出方法: 直接持参または郵送すること。FAXは不可。

持参の場合は平日9時から17時15分まで受け付ける。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(2) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加を表明した者は、必要書類を定められた部数をまとめて製本し、期限までに提出すること。期限までに提案書の提出がなかった事業者については、以降の審査について辞退したものとみなす。

提出書類

No.	提出書類の中身	様式	部数	注意事項
1	企画提案書	任意	10部	正1部、副9部 社名を伏せること 留意事項も確認すること
2	見積書	任意	1部	留意事項も確認すること
3	会社等概要及び同種業務実績	任意	10部	
4	作業工程スケジュール	任意	10部	
5	業務実施体制	任意	10部	業務主担当者の経歴書をつけること
6	暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書	様式3	1部	

提出期限: 令和6年3月28日(木)17時15分必着

提出場所: 12. 担当部署を参照

提出方法: 持参又は郵送による。

持参の場合は平日平日9時から17時15分まで受け付ける。

郵送の場合は郵便書留により提出期限までに必着とする。

○企画書の留意事項

- ・仕様書の業務内容を反映した提案を行うこと。
- ・A4版(A3版による折込頁の挿入は可)とし、書式、頁数については特に定めない。
- ・文字サイズは12ポイント以上を使用すること。
- ・企画提案書には事業者の名称やその他事業者が特定される情報は記載しないこと。

○見積書の留意事項

- ・見積書は、業務の総額(税込額及び税抜額)を記載すること。
- ・見積書は、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

7. 見積書の提案上限額は、10,395,000円(税込)とし、提案上限額を超える見積金額の場合は失格とする。

8. 審査方法

事業の選定に当たっては、大和郡山市職員による審査会を設置し、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容の審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。(応募が1者の場合でもプレゼンテーションを実施する。)

また、審査会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(1)審査日

令和6年4月10日(水)

(2)発表時間

1提案者につき20分以内とし、審査委員との10分の質疑応答を実施する。

(3)プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。

(4)当日の出席者

1提案者につき3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(5)審査基準

別紙「評価項目基準表」を参照。

(6)審査結果

令和6年4月12日(金)に結果通知を郵送及び「プロポーザル参加表明書」(様式2)に記載されたメールアドレス宛てに通知をする。

(7)審査結果公表

市ホームページにおいて、最優秀提案事業者の名称、採点結果の合計点を公表する。

(8)その他

- ・事前に提出された資料に基づいて審査を行うため、追加資料の配付は認めない。
- ・発表に映像や音声を用いることは差し支えない。なお、プロジェクターとスクリーンは事務局で準備をする。

9. 契約の締結

審査により優先交渉権者に選定された者について、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

10. 参加者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本業務期間中に、前記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき。
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき。
- ・審査(プレゼンテーション)に欠席したとき。
- ・一団体に複数の提案をしたとき。
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ・法令並びに大和郡山市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ・審査の公平性を害する行為があったとき。
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格で

あると認めるとき。

11. 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。また、大和郡山市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- ・応募書類に記載された受託業務の担当者等は、審査会がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- ・本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、速やかに子育て支援課まで文書で連絡をすること。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはない。
- ・質問事項の締め切り以降、本事業に係る質問は受け付けない。
- ・本プロポーザルの申請にあたり、生じた通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・採用された提案書等の著作権は大和郡山市に帰属する。
- ・本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については担当部署が定める。

12. 担当部署(各種書類提出先・問い合わせ先)

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市 子育て支援課 相談・見守り係

電話番号:0743-53-1151(内線:526)

FAX:0743-53-1049

メールアドレス:kodomo@city.yamatokoriyama.lg.jp